

帰還困難区域（大熊町）から避難した亡母（亡父及び申立人が相続）について、大熊町の実家で生まれ育ち、居住期間が約80年にわたっていたこと、実家が営む商店の手伝いを通じて地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあつたこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として35万円の賠償が認められ、また、亡母と同居していた亡父（申立人が相続）について、居住期間が約50年にわたっていたこと、教師として福島県内の学校に定年まで勤務し、退職後は地元の会社に約20年間勤務したほか、地域の住民と交流していたなど、地域社会との関わり合いがあつたこと等を考慮し、生活基盤喪失による精神的損害（中間指針第五次追補の定める目安額700万円）の増額分として35万円の賠償が認められるなどした事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人は、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人A」という。）が平成28年7月〇日に死亡し、亡B（以下「被相続人B」という。）及び申立人が、被相続人Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人の知る限り、被相続人B及び申立人が被相続人Aの全相続人であったこと
- (3) 被相続人Bが平成29年4月〇日に死亡し、申立人が、被相続人Bの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (4) 申立人の知る限り、申立人が被相続人Bの全相続人であること

2 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

- (1) 損害項目 生活基盤喪失慰謝料（増額）（被相続人A）金350,000円（第五次追補第2の2）

- (2) 損害項目 生活基盤喪失慰謝料（増額）（被相続人B）金350,000円（第五次追補第2の2）

- (3) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（増額）（被相続人A）金120,000円（第五次追補第2の4指針I）⑥重度又は中等度の持病

期 間 自 平成23年10月 5日

至 平成24年 1月10日

- (4) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（増額）（申立人） 金120,000円（第五次追補第2の4指針I）⑦介護

期 間 自 平成23年10月 5日

至 平成24年 1月10日

- (5) 損害項目 日常生活阻害慰謝料（増額）（被相続人A） 金30,000円

(第五次追補第2の4指針I) ①要介護)

期 間 自 平成27年 7月 7日

至 平成27年 7月 31日

(6) 損害項目 日常生活阻害慰謝料(増額) (申立人) 金30,000円

(第五次追補第2の4指針I) ③介護)

期 間 自 平成27年 7月 7日

至 平成27年 7月 31日

(7) 損害項目 生命身体的損害(診断書取得費用) 金10,250円

期 間 平成24年 7月 3日

3 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項所定の損害項目及び期間に対する和解金として、金101万0250円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

(省略)

5 清算条項

申立人と被申立人は、第2項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。)について、以下の点を相互に確認する。

(1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

(2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに、交付する。

令和7年7月24日

(仲介委員 藤原 靖夫)